

# 日本ゴールデンルール協会 賛助会員 会員規約

## 第1章総則

### 第1条（会員規約）

1. この会員規約は、一般社団法人日本ゴールデンルール協会（以下「日本ゴールデンルール協会」）に対して、第5条所定の賛助会員（以下「会員」といいます）が参加するに際しての一切に適用します。

2. 会員には、本規約のほか、一般社団法人日本ゴールデンルール協会定款（以下「定款」といいます）が適用され、本規約に定めのない事項は、定款が適用されます。なお、本規約と定款の定めが異なる場合には、定款が優先して適用されます。

### 第2条（本規約の範囲）

日本ゴールデンルール協会が会員に対して発する第4条所定の通知は、この会員規約の一部を構成するものとします。

### 第3条（本規約の変更）

1. 日本ゴールデンルール協会は、会員の了承を得ることなく、この会員規約を変更することがあります。この場合には、全ての事項は、変更後の会員規約によります。

2. 変更後の会員規約については、日本ゴールデンルール協会が通知等に別途定める場合を除いて、公式サイト上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

### 第4条（日本ゴールデンルール協会からの通知）

1. 日本ゴールデンルール協会は、公式サイト上への表示もしくは郵送、電子メール、その他日本ゴールデンルール協会が適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。

2. 前項の通知は、日本ゴールデンルール協会が当該通知の内容を公式サイト上に表示した時点より効力を発するものとします。

## 第2章賛助会員

### 第5条（賛助会員）

1. 会員とは、当法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体とします。

2. 会員は、日本ゴールデンルール協会が入会を承認した時点で、この会員規約の内容を承諾しているものとみなします。

3. 会員資格の有効期間は、入会した日の属する月から12ヶ月間とします。

4. 会員期間中に新たなサポートの申し出があった場合、最も新しい申し出を受付けた月より12ヶ月を会員期間とします。

### 第6条（入会の承認）

1. 会員の入会について、特に条件は定めません。

2. 会員として入会しようとする者は、日本ゴールデンルール協会が別に定める入会申込書もしくはウェブページからの申請により、日本ゴールデンルール協会に申し込むものとします。

4. 原則、前項に定める申し込みを当協会が受付けた時点をもって入会の承認とします。献金によるサポートの場合は、サポート申し出の受け付けとともに献金が確認された時点において入会の承認とします。

### 第7条（入会の不承認）

1. 日本ゴールデンルール協会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。

2. 日本ゴールデンルール協会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知します。

### 第8条（譲渡禁止等）

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

### 第9条（変更の届出）

1. 会員は、氏名、住所、その他日本ゴールデンルール協会への届出内容に変更があった場合には、速やかに日本ゴールデンルール協会に連絡の上、所定の方法で変更の届出をするものとします。

2. 前項届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、日本ゴールデンルール協会は一切その責任を負いません。

### 第10条（会員に対する特典）

1. 日本ゴールデンルール協会が会員に対して提供する特典については、公式サイト上などで通知するものとします。

2. 前項に定める特典は、日本ゴールデンルール協会の運営を妨げない範囲において講ずるもの

で、義務を課すものではありません。

3. 会員は、日本ゴールデンルール協会に入会を承認された時点をもって、特典を受けることができます。

### 第11条（退会）

1. 会員が退会する場合は、日本ゴールデンルール協会に連絡の上、所定の方法にて日本ゴールデンルール協会に届け出るものとします。日本ゴールデンルール協会は、既に受領した献金等その他の払い戻し等は一切行いません。

### 第12条（免責事項）

1. 日本ゴールデンルール協会は、会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責は一切負わないものとします。

2. 会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、日本ゴールデンルール協会に損害を与えることのないものとします。

3. 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって日本ゴールデンルール協会に損害を与えた場合、日本ゴールデンルール協会は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

### 第13条（会員規約違反等への対処）

1. 日本ゴールデンルール協会は、会員が会員規約に違反した場合もしくはそのおそれのある場合、会員による活動に関し他者から日本ゴールデンルール協会にクレーム・請求等が為され、かつ日本ゴールデンルール協会が必要と認めた場合、またはその他の理由で不相当と日本ゴールデンルール協会が判断した場合は、当該会員に対し、次のいずれかまたはこれらを組み合わせた措置を講ずることがあります。

(1) 会員規約に違反する行為またはそのおそれのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。

(2) 他者のクレーム・請求等の内容を適切な方法で会員に到達し、会員は他者との間で、クレーム・請求等の解消のための協議（裁判外紛争解決手続きを含みます）を行うことを要求します。

2. 前項の規定は第16条に定める会員の自己責任の原則を否定するものではありません。

3. 会員は、第1項の規定は日本ゴールデンルール

協会に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、賛助会員は、日本ゴールデンルール協会が第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、日本ゴールデンルール協会を免責するものとします。

#### 第14条（会員資格の取消ならびに制限）

1. 日本ゴールデンルール協会は、会員が以下の各条項に一つでも該当するに至った場合、会員への通知をおこなうとともに、日本ゴールデンルール協会の会員資格を直ちに取り消すことができます。資格を取り消された場合であっても、既に納入された献金等の払い戻しは一切行わないものとします。

(1) 入会時に虚偽の申請を行った場合

(2) 日本ゴールデンルール協会の運営を妨害した場合

(3) 本規約のいずれかに違反した場合

(4) 本人が死亡した場合

(5) その他、日本ゴールデンルール協会が会員として不適当と判断した場合

2. 前項の各条項に該当しながら会員資格を取り消さない場合でも、会員への特典を受けることが出来ないなど、その会員資格が制限されることがあります。

### 第3章 会員の義務

#### 第15条（自己責任の原則）

会員は、会員による活動とその結果について一切の責任を負います。

#### 第16条（私的利用の範囲外の利用禁止）

1. 会員は、日本ゴールデンルール協会が承認した場合を除き、入手したいかなるデータ、情報、文章、発言等（以下、併せて「データ等」といいます。）も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできません。

2. 会員は、前項に違反する行為を第三者にさせることはできません。

#### 第17条（営業活動の禁止）

会員は、日本ゴールデンルール協会が開催する一切のイベントにおいて、営利を目的とした活動およびその準備を目的とした活動（以下「営業活動」といいます）をすることができません。

2. 前項にかかわらず、日本ゴールデンルール協

会が別途承認した場合は、会員は承認の範囲内で営業活動を行うことができるものとします。

#### 第18条（その他の禁止事項）

1. 第16条および第17条の他、会員は活動の際に以下の行為を行わないものとします。

(1) 日本ゴールデンルール協会もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。

(2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。

(3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。

(4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。

(5) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為。

(6) 上記各号の他、法令、この会員規約もしくは公序良俗に違反（暴力、残虐等）する行為、

セミナーの運営を妨害する行為、日本ゴールデンルール協会の信用を毀損し、もしくは日本ゴールデンルール協会の財産を侵害する行為、または他者もしくは日本ゴールデンルール協会に不利益を与える行為。

### 第4章 会費・献金

#### 第19条（年会費）

会員になるにあたっての年会費は、別段定めのないものとします。

#### 第20条（献金の手段）

献金によるサポートを申し出た会員は、会員ごとに日本ゴールデンルール協会が承認した方法により献金履行するものとします。

#### 第21条（献金の履行時期）

1. 献金は、日本ゴールデンルール協会より献金の手段を定めた通知が到着してから概ね1ヶ月以内に履行するものとします。

2. 申し出られた献金が履行されないまま1ヶ月以上が経過した場合、当該申し出はなかったものとみなされることがあります。

### 第5章 個人情報・通信の秘密

#### 第22条（個人情報）

1. 日本ゴールデンルール協会は、会員の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、適切に取り扱うものとします。

2. 日本ゴールデンルール協会は、個人情報を、

以下の目的のために利用します。

(1) 当該個人に対しサービスを提供すること。

(2) 個々の会員に有益と思われる各種セミナー、公式サイトへの更新、その他の案内を、電子メールもしくは郵便等により送付すること。なお、会員は、日本ゴールデンルール協会に届け出ることにより、これらの利用を中止させたり、再開させたりすることができます。

(3) 会員から個人情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付すること。

(4) その他会員から得た同意の範囲内で利用すること。

3. 日本ゴールデンルール協会は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

4. 日本ゴールデンルール協会は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。

5. 日本ゴールデンルール協会は、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、協会運営の遂行のために利用、処理することがあります。また、日本ゴールデンルール協会は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

### 第6章 その他

#### 第23条（協議および管轄裁判所）

会員と日本ゴールデンルール協会の間の問題が生じた場合、両者誠意をもって協議・解決するものとします。

#### 第24条（準拠法）

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第25条（委任）

この規約に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定めるものとします。

#### 附則

この賛助会員規約は2012年5月1日から実施します。